

# ～新型コロナウイルスに対する融資制度のまとめ～

2020.3.5 伊藤智哉税理士事務所

新型コロナウイルスの影響が広がっています。

マスクのストックなど個人の防衛も重要ですが、経営者であれば事業資金の防衛を考える必要も出てきています。

世界の工場である中国では様々な製品の生産が止まり、多方面への影響が長引く可能性もありますし、訪日観光客の減少で影響を受けている企業・飲食店も出てきています。

事態が早く収束する事を祈る事はもちろんですが、実際にどうなるかは先が見えない状況です。

いくつかの金融機関がコロナウイルス対策で融資制度を作っていますのでご紹介させていただきます。

## ①日本政策金融公庫

新型コロナウイルスに関する相談窓口を全支店で設置しており、今後の先行きが不安な事業者の方は早めに相談されることをお勧めします。 [https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

今回は「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付」という制度が作られ、条件は次のようになっています。

### 【対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方。

①最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること

②中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること

この制度は対象業種が限定されていますが、条件に合致すればほぼ確実に融資を受けられます。

## ②信用保証協会による特例保証制度

経済産業省からはセーフティネット保証制度 4 号をコロナウイルス対策でも適用するとリリースがありました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

概要としては、各都道府県の信用保証協会が通常の保証枠と別枠で全額保証をするというものです。

なお、適用対象となるのは次の条件を全て満たす場合です。

・1 年間以上継続して事業を行っていること

・最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少していること

・更にその後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

この制度は通常の保証協会の保証枠とは別枠となるため、既存の借入で枠を使っていたとしても追加で融資を受けることができます。

## ③その他の制度

①三重県「新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模企業への金融支援」

最近 1 か月の売上が過去 3 か年のいずれかの同時期に比べ 3 %以上減少し、かつ、その後 2 か月を含めた 3 か月の売上予想も 3 %以上の減少が見込まれる中小企業が対象となります。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500163.htm>

## ②愛知県「経済環境適応資金／サポート資金【経営あんしん】」

最近3か月間の月平均売上が、前年同期の月平均売上に比べて3%以上減少している中小企業者が対象となります。

この制度を活用して融資を受けられる金融機関は愛知県に本支店のある銀行や信用金庫となります。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi0214.html>

なお、ここで紹介した以外にも多くの自治体で緊急融資制度が整備されています。

事業をされている都道府県のホームページを確認してみてください。

## 不安があればとにかく借りる

コロナウィルスが日本経済にもたらす影響がどの程度になるのか、「誰にも分からない」というのが正解でしょう。

少なくとも、業績の追い風になる業種はごくごく限られていて、多くの企業はどちらかと言えば悪い影響を受ける可能性が高いです。

なので

## とにかく借りれるうちに借りましょう！

無闇な借金を推奨する訳ではありませんが、これにはちゃんと理由があります。

### 怖いのは借金よりも資金ショート

コロナウィルスの影響は、何も自社に限った話ではありません。

自社の業績への影響は少なかったとしても、取引先の資金繰りが悪化して資金の回収が遅れたり、最悪の場合は貸倒起こす可能性もゼロではありません。

もちろん、自社の業績が悪化して資金が苦しくなることもあり得ます。

ここで考えていただきたいのは、

### 「借金とは何か？」

#### 「資金にレバレッジをかけて事業を大きくする」

#### 「借金には備蓄米のような役割もある」

ということ、今回の目的は後者にあります。

自己資金がふんだんにあれば借金をする必要ありませんが、自己資金だけで不安であれば借金をしてでも多めに資金を確保しておくことが非常に重要です。

資金が厳しい時は借金だろうが何だろうが「備蓄米」を尽きさせないことが大切で、事業が好転すれば少しずつ返していけば良いだけの話です。

「借金が怖い」とか「利息を払うのがもったいない」と言う人もいますが、一番怖いのは資金ショートして倒産してしまうことです。

先が見えないからこそ、大袈裟なぐらいの備えをしておくことも大切なのではないのでしょうか。

コロナウィルスの影響がそれほど大きくなければ、落ち着いたタイミングで返せば良いのですから。

政府系の金融機関だけでなく、民間の金融機関も素早く動いています。

そして、自治体も緊急融資制度を整えているため、多くの中小企業や個人事業主が融資の対象となると思います。  
借金を避けて資金ショートを起こしてしまえば元も子もありません。  
業績回復の見通しが立つまでは積極的に融資制度を活用しましょう。

★中小企業庁★

中小企業庁では、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者を対象に行っている徹底的な資金繰り支援や下請中小企業への配慮要請等の「緊急対応策」に加え、引き続き様々な観点から情報収集を行い、今後の影響を丁寧に見極めたうえで必要な対策を機動的に打てるよう万全を期していきます。

最新情報は、こちらよりご確認ください。

<http://mail.mirasapo.jp/c/bD7Vaipnsh1noKac>

2002281200\_コロナ対策ハ<sup>ッ</sup>ンフレット.pdf (547KB)